

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第1回杉並区健康づくり推進協議会
日時	令和5年8月29日（金）午後2時00分～午後3時24分
場所	杉並区役所 4階運動室
出席者	委員名 野崎会長、下光副会長、稲葉委員、真砂委員、中村委員、堤委員、松尾委員、加藤委員、大崎委員、武田委員、松岡委員、石井委員、勝俣委員、小美野委員、氏橋委員、中島委員、前山委員、鈴木委員、芝山委員、小川委員
	事務局 杉並保健所長、健康推進課長、健診担当課長、歯科衛生担当課長、生活衛生課長、保健予防課長、保健サービス課長、高井戸・和泉保健センター担当課長、健康推進課健康推進係長
傍聴者数	3名
配付資料	資料1 令和5年度杉並区健康づくり推進協議会委員名簿 資料2 杉並区健康医療計画（令和5～9年度） 資料3 杉並区健康医療計画（案）に対する区民等の意見概要と区の考え方について 資料4-1 健康日本21（第三次）について 資料4-2 東京都健康推進プラン21（第三次）骨子（案） 参考資料1 杉並区地域福祉推進計画（令和5～9年度）、杉並区子ども家庭計画（令和5～6年度）
会議次第	1 開会 2 保健所長あいさつ 3 委員紹介 4 報告 （1）杉並区健康医療計画の策定について （2）パブリックコメントによる「杉並区健康医療計画（案）」に対する区民等の意見概要と区の考え方について （3）「健康日本21（第三次）」について 5 その他 6 閉会
健康推進課長	本日はお忙しいところ、また暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私はこの4月に健康推進課長に就任しました海津泰徳と申します。このたび司会役である私がリモートとなってしまいました、申し訳ございません。途中説明等聞き取りづらいところもあるかと存じますが、ご容赦いただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひします。 それでは、ただいまより令和5年度第1回杉並区健康づくり推進協議会を開催します。 最初に、本日の委員の出席状況の報告と資料確認等を行います。中村係長、お願ひします。

健康推進係長	<p>健康推進課健康推進係長の中村でございます。本日は、20名中18名の方にご出席いただいております。定足数である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、稲葉委員はご欠席でございます。また、松尾委員は少し遅れて13時頃いらっしゃるというご連絡を受けております。また、堤委員は3時過ぎぐらいに早退しますということでご連絡を頂いております。</p> <p>なお、本日は会議記録を作成する都合上、音声を録音させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の資料の確認に入らせていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただきました。本日の次第と資料1から資料4でございます。資料4は資料4-1、資料4-2となります。併せまして、本日お手元に配付しました参考資料、冊子2冊になります。</p> <p>また、本日の資料ではありませんが、健康づくりリーダーの会様から2022年度の活動記録につきまして配付ということで頂きました。お手元に配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと存じます。</p> <p>事前にお受けさせていただきました本日次第、また資料1から資料4につきましては、本日お持ちいただきますようご案内をさせていただきましたが、もしお持ちでない場合は事務局までお知らせください。</p> <p>初めに本日の次第でございます。</p> <p>それから、保健所長の挨拶。</p> <p>続いて3番、委員紹介。これは今回新しくなられた委員のご紹介いたします。</p> <p>続いて4番、報告事項。</p> <p>(1)「杉並区健康医療計画」の策定について。これは資料2を使います。</p> <p>(2)パブリックコメントによる「杉並区健康医療計画(案)」に対する区民等の意見概要と区の考え方について。これは資料3を使います。</p> <p>資料2と資料3については続けてご説明させていただいて、後でまとめてご意見等を頂く予定としております。</p> <p>続いて、(3)「健康日本21(第三次)」について。こちらは資料4-1、それから資料4-2を使います。</p> <p>あと、その他。最後に閉会。</p> <p>このような予定としております。</p> <p>続きまして、資料1でございます。協議会委員の名簿でございます。資料1「令和5年度「杉並区健康づくり協議会委員名簿」とあるものです。こちらは資料1でございますが、誠に恐縮ですが、差替えをお願いいたします。事前に配付いたしました資料1でございますが、委員名簿の表の右上に「令和5年8月1日現在」となっていると存じます。恐縮ではございますが、本日机上に配付いたしました資料1「令和5年8月29日現在」のものと差替えをお願いいたします。申し訳ございませんでした。</p> <p>続きまして、資料2でございます。今般策定となりました「杉並区健康医療計画」でございます。こちらは冊子となっています「杉並区健康医療計画(令和5～9年度)」でございます。</p> <p>続きまして、資料3でございます。「杉並区健康医療計画(案)」に対する区民等の意見概要と区の考え方について」でございます。3月に実</p>
--------	---

	<p>施しました「杉並区健康医療計画（案）」に関するパブリックコメントにおきまして、区民の皆様から頂きましたご意見、及びそれに対する区の考え方をまとめたものでございます。</p> <p>続きまして、資料４－１と資料４－２でございます。資料４－１は「健康日本２１（第三次）」でございます。資料４－２は「東京都健康推進プラン（第三次）の骨子（案）」でございます。こちら２つの資料でございます。</p> <p>以上が資料１～４でございます。</p> <p>最後に参考資料としまして、お手元に冊子を２冊置かせていただきました。「杉並区健康医療計画」と併せて策定しました「杉並区地域福祉推進計画（令和５年～９年度）」と「杉並区子ども家庭計画（令和５～６年度）」について各１冊となります。</p> <p>資料の不足はございませんでしょうか。</p> <p>私からのご案内は以上です。ありがとうございました。</p>
健康推進課長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。なお、閉会は１５時３０分頃を予定しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の２として、保健所長から開会の挨拶をさせていただきます。保健所長、お願いいたします。</p>
杉並保健所長	<p>杉並保健所長の播磨あかねと申します。この４月より新たに杉並保健所長として着任いたしました。それ以前は東京都で健康推進施策、いわゆる健康づくり施策ですけれども、難病患者に対するいろいろな対策。また、献血推進施策などを担当しておりました。</p> <p>本日は大変お忙しい中、また大変暑い中、たくさんの委員の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から杉並区保健所の健康推進施策に様々な立場からご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症がこの５月に２類感染症相当から５類感染症に位置づけられまして、日常生活がようやく戻ってきたかなと感じられます。先日は高円寺の阿波踊りが開催されたということで、日常が戻ってきたなというところでございます。こういった中、健康づくりの大切さというのがますます認識されてくるところでございます。</p> <p>また、少子高齢化や疾病構造の変化等もありまして、今後もこの健康づくりの大切さというのはどんどん増していくものであると思っております。</p> <p>国では、先ほど少しお話がありましたけれども、来年度から１２年間のプランとして「健康日本２１（第三次）」というものがスタートするところで、東京都でもそれを踏まえまして、「東京都健康推進プラン２１」の改定を現在行っているところでございます。</p> <p>本日のこの会議ですけれども、健康づくりに関する施策の実施に関して必要な事項の調査審議を行うということで「健康づくり推進協議会」というものが定義されているところでございますけれども、昨年度から委員の皆様方にご報告、またご相談等させていただいておりました「杉並区健康医療計画」が策定されましたので、そのご報告。また、「健康日本２１（第三次）」に関して皆様にご紹介する予定でございます。</p> <p>日々の健康づくりは非常に大切なものですので、本日事務局からの説明の後、皆様方から様々なご意見を頂いて、より区民の健康づくりに生</p>

	<p>かしていければありがたいと思っところですので、闊達な意見交換、またご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>これをもちまして私からのご挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございます。そして、よろしく願いいたします。</p>
健康推進課長	<p>続いて、次第の3「委員紹介」に入ります。お手元の資料1を御覧ください。今回3名の委員の方に新しく就任していただいております。委嘱状はお手元に配付させていただきましたのでご了承ください。</p> <p>恐れ入りますが、新たに着任されました委員の方についてはお名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶いただきたく存じます。よろしく願いします。</p> <p>初めに、資料1の4番の真砂様でございます。</p>
真砂委員	<p>皆さん、こんにちは。このたび6月から杉並区歯科医師会の会長として就任いたしました真砂といいます。ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>この推進課のこういう会議には初めて出席しますので、何とぞよろしく願いいたします。</p>
健康推進課長	<p>ありがとうございます。続きまして、5番の中村様、お願いいたします。</p>
中村委員	<p>皆さん、こんにちは。私も今年の6月に会長を拝命いたしました中村正則と申します。真砂先生と一緒に今回この健康づくり推進協議会というのは初めてでございます。薬剤師会としましても区民の皆さんの健康推進というものに微力ながら注力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
健康推進課長	<p>ありがとうございます。7番の松尾様ですが、本日遅れてこられるということなので、そのときにご挨拶いただくこととします。</p> <p>続きまして、次第の4、報告事項になります。ここからは野崎会長にバトンタッチいたしまして司会をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
野崎会長	<p>野崎でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですけれども、お手元の報告事項、(1)の「杉並区健康医療計画の策定について」。資料2だそうです。ご説明をお願いいたします。</p>
健康推進課長	<p>お手元の資料4を御覧ください。今般策定しました「杉並区健康医療計画案」の概要について冊子を用いてご説明申し上げます。</p> <p>「杉並区健康医療計画」の策定に当たりましては、この間委員の皆様には多大なご協力を頂きました。改めて御礼申し上げます。</p> <p>初めに2ページ目、3ページ目をお開きください。</p> <p>杉並区基本構想が目指す健康・医療分野の将来像『「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることが出来るまち』の実現に向けて杉並区総合計画・杉並区実行計画等の整合性を図った上で保健福祉計画を構成する健康・医療分野の計画として策定しています。</p> <p>区では、これまで保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療施策における取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにした「杉並区健康福祉計画」を策定してきましたが、このたびの改定に当たっては分野ごとの取組を明確に分かりやすくするため、これまで1つだった保健福祉計画を地域福祉分野、障害者分野、高齢者分野、子ども家庭分野、そして、健康医療分野の5つの分野に分けて計画を策定する方針としました。</p>

4ページ目を御覧ください。

下段に新たな保健福祉計画の体系図がございますのが、「杉並区健康医療計画」は5つの分野のうち、健康医療分野について区の健康医療施策を総合的かつ計画的に展開していくための基本的な方向性と具体的な取組を示す計画として策定したものでございます。

なお、体系図にもございますように、この「杉並区健康医療計画」につきましては、健康増進計画、食育推進計画、がん対策推進計画、自殺対策計画が包含されております。また、このたび委員の皆様にご議論いただきました新たに設定いたしました「杉並区健康づくり推進条例」の規定に基づく目標及び指標について計画の資料編として掲載させていただいております。

次に計画期間でございますが、5ページ目を御覧ください。

図の1番下になりますが、健康医療計画の計画期間は令和5年度から9年度の5年間でございます。なお、上位計画でございます、杉並区総合計画・実行計画等の改定や現在検討が進められています国や東京都の関連計画の改定等により必要に応じて見直しを行ってまいりたいと存じます。

第1章として10ページに策定の趣旨等を記載させていただいております。14ページ以降に第2章として区を取り巻く状況として、これまでの取組とか、国や東京都の動向、区健康医療に関するデータを掲載させていただいておりますので、お時間がございましたらご確認ください。

次に本編、計画内容についてご説明させていただきます。28ページを御覧ください。本計画の施策を構成する事業の体系図でございます。

本計画では「いきいきと住み続けることができる健康づくり」。29ページ目に行きまして「がん対策の推進」「地域医療体制の充実」。30ページに行きまして、「健康危機管理の推進と安全な環境衛生」の4つを基本施策として、それぞれの施策ごとにその施策目標の達成に向けて、取り組み事業、主な取組を体系化しました。それぞれの施策ごとの詳しい取組内容については32ページ以降に記載させていただいております。

施策別の計画内容と主な事業についてご説明させていただきます。32ページを御覧ください。「いきいきと住み続けることができる健康づくり」といたしまして、施策が目指す姿として33ページに記載させていただいております。

代表的なものから言いますと、「区民や事業者などが協働・連携し、ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりに参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています」というように、目指す姿等を明記させていただいております。

34ページを御覧ください。事業の方向性です。「区民と進める健康づくりの推進」ということで、「区民一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されていく環境づくりを進めていきます。また、国や事業者などとの協働・連携やICTの活用を進め、誰もが健康づくりに参加できる機会を確保していきます」ということで、主な取組としましては、(1)「健康づくりの総合的な推進」としまして、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくなどを実施させていただく予定になってございます。

(2)としましては、「歯と口腔の健康づくり推進」として、①ライフ

ステージに応じた歯科保健の推進、②適切な歯と口腔の健康づくりの支援、③ICTを活用した歯科保健に関する普及啓発といったものを実施させていただく。

また、35ページ目に行きまして、「健康づくりに取り組む団体の育成・支援」ということで、健康づくりリーダーの育成・支援等を実施して区民の健康度を向上させていくことを考えてございます。

36ページを御覧ください。事業としまして「食育活動の推進」。事業の方向性としては記載のとおりとなっております。

主な取組としましては、「食育の普及啓発」とか、「ライフステージに応じた食育の推進」、①乳幼児期の食育推進とか、②学齢期の食育の推進、③成人期の食育の推進、④高齢期の食育の推進といったものに取り組んでまいります。

また、(4)では「食育推進ネットワークの強化」ということで、食育推進ボランティアを育成するとともに、ボランティア、区民、地域団体事業者が協力して様々なものを実施していきたいと考えてございます。

38ページを御覧ください。「高齢期における健康づくり」として、事業の方向性は記載のとおりです。

主な取組としましては、(1)「介護予防・フレイル予防・認知症予防の推進」ですとか、「地域介護予防活動の支援」といったものを実施させていただくようになってございます。

39ページ「生活習慣病予防対策の推進」としまして主な取組としましては、(1)「区民健康診査の実施」ということで、①国保特定健康診査、②後期高齢者健康診査、③成人等健康診査。(2)としては「成人歯科健康診査等の実施」ということで、25歳から5歳刻みで、70歳までの歯科健康診査を実施してまいります。

また、76歳の区民を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施させていただきます。

40ページを御覧ください。(4)として「健診データの活用による糖尿病予防対策の推進」ということで、国保特定健康診査のデータから確認された糖尿病予防等の予備群の方に、糖尿病予防教室の案内とかリーフレット等を送付させていただいて、糖尿病の発症予防や悪化の防止を図ってまいります、ということも実施させていただきます。

41ページ「心の健康づくりの推進」としまして、主な取組としましては「精神保健に関する相談の充実」といったものを実施してまいります。

43ページ「難病・アレルギー対策の推進」としましては、主な取組としまして「難病対策の推進」、また「アレルギー・ぜん息患者への支援」といったものを実施させていただきます。

44ページ「健康づくりを支援する環境の整備」としまして、主な取組として、(2)にあります「身体活動向上への機会の充実」ということで、昨今ウォーキングがフューチャーされてございます。杉並区でもウォーキングコースの紹介などを行うとか、身近な地域で体を動かすきっかけとなるような有用な情報を発信してまいりたいと考えてございます。

また、スマートフォンアプリによる歩数や活動量の見える化なども実施してまいります。

続きまして、施策2「がん対策の推進」としまして47ページに目指す姿を記載させていただいております。がん対策が効果的に実施され、

75歳未満年齢調整死亡率が減少していますよということを目指してまいります。

48ページを御覧ください。事業としまして「がんの一次予防の推進」といたしまして、がんの正しい知識やがんのリスクを減らす生活習慣の改善について普及啓発活動を図ってまいります。主な取組は記載のとおりとなっております。

49ページ「がん検診の推進」としましては、事業の方向性としてはがんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえたがん検診の受診率の向上を図るとともに、がん検診の質の向上のために精度管理を強化してがん死亡率の減少を目指してまいります。

続きまして51ページを御覧ください。「がん患者と家族への支援の充実」ということで、今年度から実施しております、(3)「がん患者へのアピアランスケア支援事業の実施」ということで、ウィッグ(かつら)などの購入費用の助成なんかも行ってまいります。

施策3として52ページに記載されております「地域医療体制の充実」としまして、53ページに目指す姿を記載させていただいておりますので、ご確認ください。

事業としましては、54ページになりますが、①「救急医療体制の充実」ということで医療機関案内・相談サービスや医科・歯科の急病診療運営により救急医療体制を確保していくことを実施してまいるとともに、小児救急診療についても充実を図ってまいります。主な取組といたしましては記載しているとおりにとなっております。

55ページ「災害時医療体制の充実」としまして、災害発生時に災害拠点病院等に開設する救急医療救護所が円滑に運営されるように医薬品の整備とか医療救護訓練等を通して、関係機関との協力体制を強固なものにしてまいります。主な取組としては記載されているとおりの取組となっております。

57ページを御覧ください。「在宅医療体制の充実」としまして、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の充実を図ってまいります。主な取組といたしましては「在宅医療・介護連携の推進」等、記載されている内容となっております。

59ページを御覧ください。「地域医療連携の推進とかかりつけ医等の定着」ということで、杉並区医師会等々と協力して、かかりつけ医等の普及・定着と、地域の医療関係同士の連携を推進するとともに、医療安全の確保に努め、区民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組んでまいります。主な取組といたしましては「地域医療連携の推進」とか「医療安全の確保」ということを実施してまいります。

61ページを御覧ください。「感染症対策の推進」としまして、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症など、今後も起こり得る新興感染症の発生とか流行に適切に対応するため、これまでの防疫体制を見直した上で、区内の医療機関関係者とさらなる連携と検査体制の強化、備蓄の拡充などに取り組んでまいります。こちらの主な取組としまして、(2)にありますとおり、「感染症に関する予防計画の策定に向けた取組」を実施してまいります。

感染症法が改正されまして、都道府県に加えて保健所設置市区にも予防計画策定が義務づけられました。そのため、保健所の体制整備とか検査の実施体制、患者の移送体制の確保等について予防計画に記載した上

で策定させていただき予定になってございます。

62ページを御覧ください。(4)に「予防接種事業の推進」とありますが、予防接種法に基づく子どもや高齢者等を対象とした定期接種、おたふくかぜや帯状疱疹ワクチンなどの任意接種の接種費用の助成なども行いながら区民の感染症予防に向けたさらなる取組を推進してまいります。

63ページを御覧ください。「障害者の地域医療体制の整備」につきましては、障害者が成長し、成人の障害者が診療できる医療機関に受診先を変更する際、障害者が加齢により身近な医療機関に受診先を変更する際に、地域の医療機関にスムーズに移行できるように、訪問診療への移行に向けた支援とか、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に取り組んでまいります。主な取組としては記載されているとおりとなっております。

施策4、64ページを御覧ください。「健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保」ということで、65ページに目指す姿も記載させていただいております。

66ページ以降「健康危機管理体制の強化」として事業の方向性等を記載させていただいておりますが、大規模な食中毒や感染症など、区民の生命や健康が脅かされるような健康被害に対して関係機関等と緊密に連携して、健康被害の発生予防、健康被害の拡大の防止、適切な医療の提供等危機管理体制の強化に努めてまいります。主な取組としましては、下段にあるとおりとなっております。

続きまして、67ページ「食の安全対策の推進」としまして、食品等事業者への監視指導とか食品衛生に関する正しい情報の普及啓発等により食品による健康被害の未然防止を図ってまいります。主な取組としては記載されている「食中毒対策の推進」等となっております。

68ページを御覧ください。「環境衛生の確保」ということで、環境衛生の維持、向上を図り、健康被害を防止するため、理容所・美容所・クリーニング所、公衆浴場、旅館、興業場、特定建築物、プール、墓地等の環境衛生関係営業施設とか飲料水の貯水槽を經由して給水する施設への監視指導を実施してまいります。主な取組といたしましては3点記載させていただいているとおりです。

69ページを御覧ください。「医薬品等の安全確保」ということで、薬局とか毒物劇物販売業の店舗等への監視指導、製品の安全管理検査及び情報提供を行ってまいります。主な取組といたしましては「医薬品、医療機器等の安全確保」等、記載させていただいているとおりです。

70ページ「試験検査による完全確保」ということで、健康被害の拡大防止対策及び科学的根拠に基づく指導・助言等を行うために、迅速で正確な試験検査を実施してまいります。主な取組としては記載させていただいているとおりとなっております。

71ページ「動物と共生できる地域社会づくり」といたしまして、事業の方向性としては動物が命あるものと尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、様々な団体と協力して動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発とか、災害時の動物救護対策等を充実させて、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

主な取組といたしましては記載のとおりですが、(3)「ドッグランの運営」ということで、杉並区がドッグランを整備して運営していく予定

	<p>になってございます。犬を通じて住民同士の良好なコミュニティやレクリエーション空間を形成されることを目的に、区が整備するドッグランの運営に取り組んでまいります。</p> <p>第3章の計画の中身は以上となります。</p> <p>また、73ページ目から第4章として自殺対策計画を掲載させていただいております。こちらについては保健予防課長からご説明をお願いいたします。</p>
保健予防課長	<p>では、第3、4章については私、保健予防課長の中坪より簡単に説明させていただきます。</p> <p>ちょっと戻っていただいて、12ページの「計画の位置付け等」という記載がございます。そちらを見ていただきますでしょうか。その第2段落の「包含する計画のうち」云々のところからですが、第4章の自殺対策計画ですけれども、この計画についてはこれまで自殺対策基本法という法律に基づいて、市町村がこの計画を定めなければならないという形でありましたので策定しておりました。</p> <p>基本的には自殺対策というのは総合的にしなければいけないところですが、その中の1つとして精神的な視点で自殺対策をするところがあります。ただ、それ以外にもここに記載がありますように、例えば保健医療だけではなくて福祉、教育、労働等の様々な分野が自殺対策に関係する認識を共有して、それぞれ連携してやっていかなければいけないというところで、独立した章として自殺対策が定められているところでございます。</p> <p>先ほどの第4章に戻っていただいて、詳細はお伝えしませんが、どのような人になるのかというのは75ページ右下の図表2に簡単に例として挙げられています。</p> <p>第1位から第5位で典型的なパターンが書いてあるのですが、一番多いのが男性40～59歳の有職同居の方で、右の「背景にある主な自殺の危機経路」というのを見ると、そうなのかなというイメージが湧くと思います。男性で40歳～59歳の方が配置転換になって、そこで過労があつて職場で人間関係の悩みとか、仕事に失敗してしまつて、うつ状態になって、自殺してしまうという方が11%ぐらいが多いということです。</p> <p>その下をいろいろ見ていただければと思いますが、2番目の正規雇用の方も配置転換などから仕事の失敗などでうつ状態で自殺。非正規雇用の方は元々背景に被虐待とか高校中退とかがあつた中で生活苦とか借金とか、うつ状態で自殺というパターンが上位を占めてございます。</p> <p>そういうところなので、精神保健的なところという対策というだけでは自殺対策というのはできないところですが、そういう中で81ページを見ていただけますでしょうか。自殺対策の基本施策ということで3つ大きく挙げさせていただいております。</p> <p>1つ目は「自殺対策に関する普及啓発の推進」ということで、どんな人が自殺をしてしまうかというのは本当に分からないところもあるので、そういう自殺というのはどんな人にも関係があるのだよ、ということの普及啓発というものをやっていきたいと考えております。</p> <p>2つ目は「相談・支援対策」ということで、そういうことがありますので、何かあつたときに、いろいろな相談機関が対応するというところを強化していきたいと考えております。</p> <p>最後、3番目『生きることの阻害要因』を減らし、『生きることの促</p>

	<p>進要因』を増やす取組の推進」です。これを具体的にやることはいろいろ難しいところがありますけれども、そういう考えを基に自殺対策を推進していきたいと考えています。</p> <p>その後の83ページ以下は、この保健所保健予防課や保健センターだけではなくて、区の中の各所管がそれぞれこういう形で自殺対策に取り組んでいくよ、というのが項目で記載してありますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
健康推進課長	<p>続いて、98ページから杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標を掲載させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、資料3を御覧ください。パブリックコメントによる「杉並区健康医療計画(案)」に対する区民等の意見概要と区の方針についてご説明させていただきます。</p> <p>今回「杉並区健康医療計画」を含めた3つの計画の策定に当たりましては3月に計画案を公表してパブリックコメントを実施いたしました。その結果頂いた全てのご意見に対する区の方針につきまして、7月に区のホームページで公表させていただいております。</p> <p>資料3につきましては、パブリックコメントを実施した3計画のうち「杉並区健康医療計画」に対し頂いた全てのご意見と区の方針をまとめたものになります。</p> <p>ご意見は全部16項目ございました。そのうち網掛けを掛けている9項目、No. 1、9、10、11、12、13、14、15、16につきましては委員の皆様から頂いたご意見となっております。</p> <p>簡単にご説明させていただきますと、No. 1「介護予防の支援について」ということから始まりまして、「ポールウォーキングをもっと支援していく必要を感じている」。最後のほうのつながりとして、「そこで、本計画にポールウォーキングの施策や仕組みを具体的に作り施策に盛り込みポールウォーキングを積極的に展開することで杉並区民のフレイルを予防し、区民の健康寿命を延ばすべきと考える」というご意見を頂きました。</p> <p>これまで介護予防事業につきましては様々な教室をはじめ、いろいろな形で行ってまいりました。「公園から歩く会」とか「わがまち一番体操」等の活動も支援してきております。ポールウォーキングにつきましては体形に合ったポールの準備等があるというご指摘も頂いております。今後の介護予防活動につきましては、その有用性等を考慮しつつ、様々な方策を検討した上で進めていくものと考えてございますので、杉並区としてポールウォーキングに特化するという考えはございません。</p> <p>続きまして、2ページ目です。No. 2となりますが、「認知症の発症を防いだり送らせたりすることができれば」から始まるようになります。後段「もし認知症予防(診断助成を含む)が今回の『杉並区健康医療計画』に盛り込まれないこととなっても」と続いております。本格的に認知症予防に関するものを実施してほしいと記載いただいておりますが、杉並区では令和3年度より、70歳になる区民を対象に無料で「もの忘れ予防検診(認知症予防検診)」を実施させていただいております。基本的には検診では医療機関で認知症機能の検査を行った後、認知症機能障害の疑いがあった方については専門医療機関への受診勧奨とかケア24が訪問してフォローを行っていることになってござい</p>

	<p>す。</p> <p>また、もの忘れ予防検診の実施につきましては、現在「杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」でも明記する予定になってございますので、こちらで記載させていただく内容となっております。</p> <p>続きまして3ページ目、No. 7です。「杉並区の6か所の区民事務所ごとに広範な観点からの健康指標を10万人程度の行政区単位で算出しホームページ上に情報提供をする。区民が身近な地域の健康指標を知ることにより、得られた情報に基づく健康行動をとる力を向上させることができると考えられる」とご意見を頂いております。</p> <p>健康づくりと基本的には杉並区の健康づくり推進条例の規定に基づいて目標及び指標を定めております。身体・心の健康、社会環境等の4分野において様々な取組を実施するとともに、各指標につきましては、区の調査結果とか事業実績を基に、健康づくり推進協議会、この場において評価・検討させていただいております。</p> <p>人口10万人に対しての行政区の数値化という話を頂いておりましたが、非常にこれはまだ把握ができるような状況になってございません。ご意見等を頂きまして、区民の健康行動の向上に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>4ページ目を御覧ください。No. 11「日常における歩数を増やすこと」について、自転車が歩行者を優先しない実態が見受けられますと頂いております。</p> <p>杉並区では自動走行のルールへの遵守とかマナー向上のための講習会とか商店街等で呼びかけなども行っております。令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化されたということもございますが、実は8月15日号の広報でもお知らせさせていただいたのです。これは警察主導になってはございますが、区内の青梅街道の歩道に設置している標識は自転車でも走れますよというような標識になります。「普通自転車歩道通行可」の標識については撤去する予定になってございます。基本的にこの歩道を走れるのは13歳未満の子どもとか70歳以上の方、あと、体が不自由な方による運転とか通行の安全確保のためにやむを得ない方を対象にしていくということで警察からは伺っております。こういったものを都市整備部門とも併せて確保してまいりたいと考えております。</p> <p>5ページ目を御覧ください。「健康医療計画(案)、将来の社会を支えていく若年層への健康づくりの対策は」と続いておまして、後段に『達成すべき目標及び指標』の中にある『健康的な習慣の獲得・食事・体重・運動・睡眠など』における指標を、若年層を対象にきめ細かく設定したほうが良い」というご意見を頂いております。</p> <p>こちらは健康づくり推進条例の規定に基づく目標とか指標につきましては、各分野の目標達成に向けて、この協議会で検討させていただいております。</p> <p>中には年齢層ごとに設定しているものもありますが、ライフステージごとに健康づくりの取組を進めていくことが大変大切であると考えております。今回、当然ですが、間に合っておりませんので、ご意見を参考に今後の検討の中に組み込みたいと考えてございます。</p> <p>はしょってしまいましたが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
健康推進係長	事務局よりご連絡いたします。途中ではございますけれども、新しく

	就任された松尾委員がいらっしゃいましたので、一言お願いできたらと思います。
松尾委員	最初に申し訳ございませんでした。学校保健会会長の松尾と申します。本年度より就任いたしました。皆様、どうぞよろしく願います。
野崎会長	それでは、説明ありがとうございました。報告事項の1と2を続けて説明していただきましたけれども、この説明につきまして、ご意見がありましたら順に願います。
芝山委員	<p>芝山と申します。ただいま説明がありましたが、資料3の1ページ、あるいは「杉並区健康医療計画」ですと、新しい今日頂いたページだと38ページの(2)のところに該当します。</p> <p>私はこの健康づくり推進協議会の委員とともに「杉並さわやかウォーキング」のスタッフでもございます。「杉並さわやかウォーキング」も保健所から「公園から歩く会」、12公園の歩く会を受託して15年になります。その間いろいろ変化がございまして、12公園の「公園から歩く会」では普通に歩ける方と、ゆっくり歩く方という形で、距離も分けて、コースも分けて実施しているところですが、この頃その2キロ程度も歩けないという区民の方が増えてまいりました。</p> <p>そこで、そういう方たちを対象としたものとして、ポールウォーキングは2006年ぐらいに整形外科医の安藤先生という方が中心になって、脊柱管狭窄を防止したり、あるいは正しい姿勢で歩くことによって健康寿命を延ばすという観点でやっておられて、「杉並さわやかウォーキング」でもなかなかいいことだなということで、歩けなくなった方がうちに閉じこもるのではなくて、フレイルになってしまうのではなくて、なんとかそこを補完できないかなという形で、今7月、8月は熱中症の関係で休んでおるのですけれども、この9月から3月ぐらいまで杉並区を3つの区域に分けて、3つの公園で月1回ぐらいスタッフ最低2名ぐらいは擁して、ポールウォーキングのポールを持っておられない方についても貸し出して試行的にやっという形でやっております。杉並区民がそういう状態になってきているということを感じて、資料3の1ページを書かせていただいたところです。</p> <p>先ほど健康推進課長からポールウォーキングに特化した考えはありませんとはっきり言われてしまって少し残念な思いをしておりますけれども、今はそういうことであっても、今後区民がそういう状態になっていくのであれば、ぜひ行政としての支援を頂きたいというのが私の主張でございます。</p> <p>以上でございます。ありがとうございました。</p>
野崎会長	ありがとうございました。これの回答は別によろしいですよ、ご意見を述べられただけで。
芝山委員	はい。
野崎会長	他に。どうぞ。
小川委員	健康医療計画案のがん検診のところ、今、杉並区では肺がん検診のエックス線フィルムを2か所でチェックしていただけることになっていのですが、そのことがここには記載されていないのですけれども、それは引き続き続くと思っております。質問です。
野崎会長	事務局、願います。
検診担当課長	検診担当課長の加藤でございます。今、肺がん検診のことでご質問を

	<p>頂きました。</p> <p>杉並区におきましては、以前はがん検診の結果を同じ医療機関の中で二次読影というのをやっていたのですが、この間、この数年で第三者の目を入れるべきだという考えの下に外部に二次読影は出しまして、その意見も踏まえた上で最終結論を出すという形になっております。</p> <p>一応こちらの計画書には、そのこと、そのものは書いておりませんが、その運用としましては今後もそのような二次読影を外部に出すというやり方については継続していくと考えております。</p>
小川委員	ありがとうございました。
野崎会長	ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。
鈴木委員	<p>杉並健康づくりリーダーの会の鈴木でございます。この区民のご意見の回答の中に大分出てくるのですが、先ほどウォーキングでもこういったICTを使った45ページに載っているような、いろいろなユーチューブを使ったものとか動画を載せたりしています。そのほかにもいろいろ、今のは「すぎなみ健康チャンネル」ですが、あとは、「地域の集いの場」情報検索システムとか、いろいろホームページにたくさん載っているのですが、それはQRコードがないのです。私が探した限りではQRコードがついていないようなのです。今はほとんどの方がQRコードを読み取ってユーチューブに飛ぶみたいな形でやっていますので、そういう形でアクセスしやすいものをぜひ用意していただきたいと思っております。</p>
健康推進課長	<p>健康推進課長からお答えさせていただきます。区はなかなか皆様に伝えていくということが下手なものですから、頂きましたご意見も当然参考とさせていただきますながら、区民の方が情報を取りやすく、いかに伝えていくかというのはいつも課題になってございます。</p> <p>頂きましたご意見も参考にさせていただきますながら広報誌とかチラシにQRコードをなるべく入れられるように対応していきたいと考えてございます。</p>
野崎会長	ありがとうございます。どうぞ。
鈴木委員	<p>もう1つあるのですが、55ページに災害時のことが書いてあります。11か所の災害拠点病院での訓練というのは29年からやって、全てを実施したとなっておりますけれども、震災救援所に医療救護所というのをたしか65施設ある震災救援所のうち、十数か所だと思っておりますが、そういったものが用意されていると思います。</p> <p>そういったものの訓練というのは、私は震災救援所のお手伝いもしているのですが、そういうことを経験したことなのです。自分たちでは衛生班とか、そういうものをつくってやっているのですが、実際に救護所として指定された場合に、どういうことをするのかとか、そういうことが、私がやっているのがまだ日が浅いということなのかもしれないけれども、残念ながらそういう経験がないので、ぜひそういったことがどこまで、どういう形で実施されているかということをご確認していただきたいと思っております。</p> <p>それと、先ほどのQRコードですが、既に防災課はQRコードでいろいろなものを示して、例えば災害救援所にあるペール缶のトイレだとか、その立ち上げ方だとか、それを全部動画で見られるようになっているのです。ぜひそういったことを保健所でも考えていただきたいと思っております。</p>

野崎会長	答えはありますか。課長さんから何か。
健康推進課長	<p>健康推進課長からお伝えさせていただきます。確かに65か所ある災害時の、いわゆる学校の、連携というところの訓練、医療に関する災害の部分についての訓練というのが、もしかするとしっかりできていないのかもれません。</p> <p>私どもとしては、災害拠点病院との連携した医療救護所との訓練というのを11か所とやっていくということですが、今年から1日で複数の場所とやるようなことも念頭に置いております。今後は今ご意見があったように、各学校とも取組なんかもどのようにやっていくのかということについては防災課等ともお話しさせていただきながら、確認させていただきながら一つ一つできることを訓練等も含めて確認をさせていただきたいと思っております。</p>
野崎会長	よろしいですか。
鈴木委員	はい。
野崎会長	<p>他にいかがでしょうか。よろしければ時間の関係がありますので、もう1つの議題に参りたいと思います。</p> <p>報告事項の3です。「健康日本21（第三次）」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
健康推進課長	<p>資料4-1を御覧ください。現在国が検討を進めています「健康日本4-1（第三次）」について5月17日に国が公表したものとなっております。</p> <p>1ページ目を御覧ください。令和6年度から「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」が始まり、第5次の計画となっております。</p> <p>健康増進法に基づく基本方針が2ページ目に記載されております。この方針を勘案して都道府県は健康増進計画を策定して、都道府県健康計画を勘案した区市町村の計画を策定するものとなっております。</p> <p>3ページ目を御覧ください。国において「健康日本21（第二次）」の評価を昨年9月から今年の1月にかけて実施しました。パブリックコメントを終えて5月31日に公示されてございます。特に二次では最終的な目標である健康寿命の延伸は達成されたものの、野菜摂取量の増加とか運動習慣者の増加など生活習慣に関わる目標のうち、未達成に終わったものとか、アルコール摂取など指標が悪化したものもあったと聞いてございます。</p> <p>自治体が健康づくり施策を効果的に進めるための方策やデータを利用して、より効果的に住民の行動変容を促すための方策、社会環境整備等に通じ、健康に関心が薄い者を含めた健康づくり推進をさらに進めるための方策とか、性差や年齢も加味した健康づくりの方策などを検討すべき課題として整理されてございます。</p> <p>4ページ目を御覧ください。このような状況も踏まえて第三次においてはライフコースアプローチ。乳幼児期ですとか、青壮年期、あと、高齢期等の生涯における各段階ということになりますが、そういったものを念頭においた個人へのアプローチを進めるとともに、社会環境の質の向上を図り、人生100年時代を迎え、それぞれの健康課題に寄り添いつつ誰一人取り残さず、より実効性のある取組を進め、全ての国民が健やかで心豊かに生活ができる持続可能な社会の実現を目指してまいります。</p>

	<p>5 ページは今申し上げた概念図となっております。</p> <p>6 ページ目を御覧ください。第三次では新しい5つの視点が取り入れられました。①として女性の健康について新規に項目立てがされております。女性の健康習慣とか骨粗鬆症検診受診率の目標設定。</p> <p>②としては、自然に健康になれる環境づくりとして、健康に関心の薄い人を含め、本人が無理なく健康な行動を取れるような環境づくり。例えば購入する食品が塩分控えめだとか、歩きやすいスペースなど、まちなかづくりなど、そういったものの取組と聞いてございます。</p> <p>③他計画や施策との連携も含む目標設定として、行政だけでなく、多様な主体を取り込んだ健康づくりの取組。</p> <p>④としてはアクションプランの提示として、より実効性のある取組を進めるため、具体的な周知広報、保健指導等の介入を行う際の留意事項や好事列集をまとめ、示すとさせていただきます。</p> <p>⑤としては、パーソナルレコードなどICTのさらなる推進として個人の健康情報の見える化、利活用の具体化などが示されております。</p> <p>7 ページ目は主な目標が示されております。新しい項目を含め、53項目となっております。</p> <p>8 ページ目を御覧ください。計画期間は令和6年から17年の12年間で全ての目標について6年後の令和11年を目途に中間評価を行うこととしております。計画開始10年後の令和15年を目途に最終評価を行うこととして、評価・分析に応じて必要な更新とかPDCAサイクルを通じて効果的な健康づくりを行うこととしてございます。</p> <p>なお、アクションプランについては令和6年度以降に専門委員会で議論、策定し、自治体に示していただくこととなっております。</p> <p>続きまして、資料4-2を御覧ください。「東京都健康推進プラン21(第三次)」の骨子(案)が示されました。参考程度としてご連絡しております内容の記載は計画の骨子が示されているだけとなっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>計画期間が4番目でございますように、令和6年度から令和17年度の12年間で国と同様となっておりますが、中間評価は国と異なって計画開始から7年後の令和12年となっております。</p> <p>第2章が裏面以降続いていくこととなりますが、基本的には第2章には「東京都健康推進プラン21(第二次)の最終評価」を掲載することとなっております。</p> <p>また、第4章の「プラン21(第三次)の目指すもの」の骨子(案)⑤というもの、3ページ目になります。こちらにライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして、子どもの健康、高齢者の健康、女性の健康をまとめる予定と記載されてございます。</p> <p>これから東京都においても議論がされていくことと思いますが、国の動向とともに東京都の動向も注視してまいりたいと存じます。</p> <p>雑駁ではございますが、私からのご説明は以上となります。</p>
野崎会長	<p>ありがとうございます。ただいま、国と都の健康推進プランについてご説明いただきましたけれども、ただいまのご説明について何かご質問、またはご意見があればお伺いしたいと思います。どうぞ。</p>
小川委員	<p>女性の健康を明記されたアクションプランとして骨粗鬆症検診受診率を新たに目標設定ということで、何年か前に骨粗鬆症検診を杉並区でもしてほしいと言ったこともある気がするのですが、これは国で、令和6年以降のアクションプランについて議論、提示が終わった後、国でも</p>

	<p>もっと頑張らましようとなつてから杉並区も動き始めるということでもよろしいでしょうか。それ以前に何か考えていただけることはないのでしょうか。以上です。</p>
野崎会長	<p>何かお答えがありますか。</p>
検診担当課長	<p>検診担当課長です。骨粗鬆症検診が今回「健康日本21（第三次）」で「女性の健康」という中で新たな目標に設定されたわけですが、現時点で杉並区では骨粗鬆症検診と銘打った、そういった検診事業はやっておりません。</p> <p>これ自体は法的には健康増進法の中の努力義務という中に区分されております。そういったこともあって、今までこれは全国的に各自治体の選択の中でやっているところもあれば、やっていないところもあるという状況です。東京23区の中でも約半数ぐらいはやっていますが、半数ぐらいはやっていないということです。</p> <p>それも内容的に国の方針が今までカチッとしたものがありませんでしたので、各自治体の考え方によって、例えば対象者は40歳以上の女性に限ったりとか、ある自治体は20歳からやったりとか、そういうことがあったり。また、やり方についても、骨密度の測定というものをやることが多いのですけれども、それを手のひらでやったりとか、かかとでやったりとか、いろいろとやり方がまちまちだったということがございます。</p> <p>そういう中で今までは努力義務という位置づけだということもありましたし、ほかの限られた財源の中でほかの検診に優先順位をつけて、そちらをやっていくという形でできた自治体も多くあったのではないかと思います。</p> <p>杉並区においても、女性の健康イベントというものを3月にやっておりますし、そういった中では骨密度測定とか一部やっているのですけれども、先ほど申し上げたような実態でございます。</p> <p>今後は国の指針のようなものが出てくると考えておりますので、そういったものを見ながら他の自治体のやっている実態なども今後研究させていただきまして将来に備えていきたいと思っておりますのでございます。</p> <p>以上です。</p>
野崎会長	<p>ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。下光先生からコメントを頂けますか。</p>
下光副会長	<p>下光です。私は公衆衛生の専門家として、「健康日本21（第一次）」の頃から関わっておりまして、今回第三次ということですが、第一次の基本理念は個人の生活習慣改善ということが主体になっていました。</p> <p>そして、それだけですと、なかなかいろいろな項目の目標値が改善しなかったということで第二次では個人の生活習慣の改善と、それから社会環境の整備をしっかりと両方をやっという仕組みで21を、第二次ですが、組み立てていったのですが、結果として先ほどのいろいろな限界があつてなかなか改善しない項目がある</p> <p>ということで、第三次は個人の努力に重きをおくのではなくて、社会環境の整備というのでしょうか、例えば運動であれば自転車道を整備したりとか、あるいはウォーキングの道を整備したり、あるいは運動施設を整備したり、そういう環境を整えることによって個人の行動が変わっ</p>

	<p>ていくという社会にしていかなければいけないということで、5ページに概念図がありますけれども、個人の行動、あるいは健康状態の改善の下に、その下のところに基盤として社会環境の質の向上、整備をベースとしてやっていこうという流れになったというのが大きな違いだろうと思います。</p> <p>ですから、健康なまちづくりというのでしょうか、そういうことがさらに重要になってきていると思います。そういう流れをつくってあげればと思っています。</p> <p>ただ、私は前からお話ししているのですが、健康寿命については、国の健康寿命というのはちょっと主観的なところで捉えていまして、これは国民生活基礎調査で3年ごとに調べているのですが、個人一人一人が自分であると感じている、身体的・社会的・精神的に健康であるという捉え方で質問して捉えています。</p> <p>杉並区は、多分東京都もそうですよね、健康寿命の定義が要介護2以上ということで、これはどちらかというと客観的な指標です。それから毎年調べられるという利点もあります。ですから、国の大きな指標と、それから区市町村での指標がちょっと違うので、その辺はうまく国と自治体で調整してやっていただければと考えているのですが、どうでしょうか。</p>
杉並保健所長	<p>先生がおっしゃるとおりで、国の指標というのはすごく主観的な調査からの数値となっていますが、その国民健康基礎調査の値というのが区市町村別に取り出すことができないということで、東京都で65歳健康寿命という健康寿命の指標を設定して、それだと区市町村別のデータも入れるということだと思います。</p> <p>杉並区では65歳健康寿命というのを毎年取っているというところと、あと、東京都の全ての自治体は65歳健康寿命というのを基本的には毎年算出されているところなので、東京都の中の位置づけというのは、それは調べれば分かります。あとは東京都としての位置づけというのは国民生活基礎調査というところからなるので、二段階とはなってしまいますけれども、国の中での東京都の位置づけ、東京都の中での杉並区の位置づけというところで評価していければと思っています。</p> <p>ちなみに杉並区健康寿命というのは都内でも上位に入っております。今後も皆様のご協力を頂いて、健康寿命をますます延ばしていけたらと思いますので、ぜひご協力を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
野崎会長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項は以上でございますけれども、せっかくの機会でございますし、時間ももう少しございますので、次第5の「その他」ということとなります。</p> <p>本日の全体を通してでも結構ですし、その他、コロナの問題とか、以前はいろいろご質問がありましたけれども、何かこの際ありましたらご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。</p>
芝山委員	<p>杉並区内におけるコロナの状況というか、傾向というのが分かるのでしょうか。どなたか分かったら教えていただきたいと思います。</p>
保健予防課長	<p>保健予防課長です。今現在は定点医療機関における報告という形で情報自体は東京都の感染症情報センターのホームページで週1回、木曜日に報告されております。</p> <p>患者の数につきましては、5月8日に5類になった以降、基本的には</p>

	<p>右肩上がりで上がっていて、お盆のときに一旦お盆で医療機関が休んでいるというところでちょっと下がっていたのですが、最近またちょっと伸び傾向ということなので、残念ながら右肩上がりという状況でございます。ただ、おそらくピークぐらいにはなっているのかなという状況です。</p> <p>ただ、患者の数、特に60歳以上の患者数でこの冬、第8波、1月、2月、3月と比較すると、同じぐらいの方がかかっているという推計になっています。</p> <p>しかし、いわゆる入院医療機関が、重症患者がたくさんいて圧迫されているという状態ではないので、コロナも3年たって、その病原性、重篤性が下がってきて、いわゆる風邪で、ちょっと重くて喉が痛い上気道の症状があるとか熱が出るという方が比較的多いという状況です。1年前、2年前のように若くて健康な方がコロナになってしまって、急に重い肺炎になって亡くなるという状況ではないです。それをどう捉えるかは人によるかなと思います。</p> <p>そういう状況でこの9月20日から秋接種という、6か月以上の方で追加接種が、基本的には全員できるという接種が始まりまして、うちの区においても65歳以上の方には先週の木曜日ぐらいから順次接種券を発送していて、それぞれ皆様方、特に65歳の方には届くと思いますので、またぜひ接種していただければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
野崎会長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。</p>
小川委員	<p>コロナを経て医療にかかるシステムが多様化してきていて、予約システムのEPARK、またファーストドクターやLINEドクターなど様々なシステムがあり、便利になった一面、それを利用できなくて、普通に医療にかかれない閉院したエリアとかもあって困っている高齢者の方、また、安易に産婦人科でピルをもらえるという無料というオンラインシステムもあって、それで弊害あったというのを産婦人科の先生に伺ったりしています。</p> <p>それに関してもっと問題が大きくならないうちに何らかの形でガイドラインとか、そういうのにかかれない方を助けるためのコーディネーターとかがあるといいなと昨今思っております。それだけ、どうしたものかと思いましたのでお話しさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
野崎会長	<p>今のはご要望だと思いますけれども、予防課長から何かありますか。</p>
杉並保健所長	<p>ご質問、ご要望を頂きまして、ありがとうございます。コロナをきっかけにして今まで見えていなかったもの、潜在化していたものが顕在化していったりだとか、また新たな課題が出てきたりだとか、そういうところについては国でも非常に課題と捉えています。</p> <p>先ほど委員がお話しされたガイドラインというものは恐らく全国的な仕組みの中でどうやっていくかということなので、医療体制については国で整理すべき課題かなと思います。</p> <p>ただ、実際に区民の中で困っていらっしゃる方がいて、その方が「どうしよう」とかということであれば、例えば在宅医療に関しては在宅医療相談支援センターというものが杉並区にあります。どのようなお困り事があるのかということが我々もキャッチできるような体制にはなっ</p>

	<p>ておりますので、医師会の先生方ともまた相談していきながら、区民の方が困らないような体制づくりというものを今後も検討していきたいと思っておりますので、またご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
小川委員	<p>ありがとうございます。</p>
野崎会長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 ほかにないでしたら、ちょうど時間が来たようですので、会を閉じさせていただきますと思います。いろいろありがとうございました。 最後に事務局から何か連絡事項があればお願ひいたします。</p>
健康推進課長	<p>本日はお忙しい中、また、暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。次回、第2回の開催でございますが、12月頃を考えさせていただいております。この指標の評価等について評価していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また時期が参りましたら、改めてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
野崎会長	<p>それでは、これもちまして、閉会といたします。皆様方も健康に気をつけてください。本日はどうもありがとうございました。</p>